

第十一章 学生生活

〔第十一章の1〕大谷大学文学部

【到達目標】

学生が学修に専念することができるよう、学生の心身の健康維持、経済状態を安定させるための配慮、卒業後の進路選択指導をはじめとして、多様化するニーズに柔軟に対応した、学生生活への総合的な支援体制を構築する。

そうした目標を実現するため、以下のような具体的な目標を掲げている。

- ①「学生生活を経済的に支援する奨学金」と「主体的な学修を支援する奨学金」という2本の柱からなる本学独自の奨学金制度をさらに充実したものとする。また、奨学金以外の経済支援として、短期貸付金制度の運用、アルバイト情報の学生への提供、学内食堂のメニューにたいする食事補助などをおこなう。
- ②保健室における健康相談・診断、学生相談室における（臨床心理士による）心理相談、人権相談窓口における人権問題の相談が気軽におこなえるように環境を整え、利用者数の増加イコール学生生活の充実とは判断できないにせよ、さしあたり相談のしやすさの目安として、それぞれの相談者数が増えるようにする。
- ③セクシュアル・ハラスメントのみならず多様なハラスメントを含む人権問題全般の相談に対応するガイドラインを制定する。また、ハラスメントに関する学習会の開催、ハラスメントの相談を呼びかけるリーフレットの授業時の配布などによって、人権問題にたいする全学的な啓発活動をおこなう。
- ④進路就職センターでの常時の進路指導・相談対応に加えて、キャリア形成科目や職業能力の基礎を養う各種講習を開講し、第2年学年学生からのきめ細やかな進路就職ガイダンス（進学希望者へのガイダンスを含む）、「キャリアデザインブック」の授業時の配布をおこなう。
- ⑤教職支援センターでの常時の教職指導・相談対応に加えて、教職関係のインターンシップやボランティアの実施・指導、教職希望者へのガイダンス、説明会、講習をおこなう。
- ⑥課外活動団体にたいし、専任教員が顧問となり、各団体の幹部を対象としたリーダー研修会を実施する。また、各団体のそれぞれの実績にたいして補助金を支給するなど、課外活動に参加する学生一人ひとりの意欲を喚起するような課外活動の指導と支援をおこなう。

（学生への経済的支援）

A群・奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性

C群・各種奨学金へのアクセスを容易にするような学生への情報提供の状況とその適切性

【現状の説明】

本学では、人物育成を目的とした「大谷大学育英奨学金」（1980年創設）、経済援助を目的とした「大谷大学短期貸付金」（1978年創設）、「天災等による学費免除・減額制度」（1983年創設）、「大谷大学貸与奨学金」（1985年創設）および「大谷大学特別貸与奨学金」（1996年創設）を設け、学生が安心して大学生生活を送るための支援を早くからおこなってきた。

1999年に「日本学生支援機構奨学金」が貸与月額、採用者枠共に大幅に拡充されたことを契機に、本学の奨学金制度全般の点検・見直しをおこなった。見直しの際の考え方は、①経済的支援の充実を図るため、給付の奨学金を創設する、②建学の理念に基づいた学生の育成や多様なニーズにこたえる支援制度を設ける、③大学の限られた予算を補うために外部資金を導入する、ということであった。こうして、多様な学生の要望にこたえるため外部資金（大谷大学教育後援会）も導入し、2005年度から大学独自の奨学金制度を新たにスタートさせた。新たな奨学金制度は、「学生生活を経済的に支援する奨学金」と、「主体的な学修を支援する奨学金」の2本の柱で構成している。

学生生活を経済的に支援する奨学金については、「日本学生支援機構奨学金」を補完する目的で1985年に創設された「大谷大学貸与奨学金」（月額3万円）は「日本学生支援機構奨学金」が大幅に拡充されたことから2005年度から募集を停止し、新たに給付型の奨学金として、教育ローンの年間利息分（2万円を限度）を4年間給付する「大谷大学教育ローン援助奨学金」および、家計急変に対応するため「大谷大学教育後援会家計急変奨学金」（25万円を給付）を創設した。学費納入が困難な学生にたいしては、学費納入を延期できる制度と学費相当額まで貸与できる「大谷大学教育後援会特別貸与奨学金」で対応している。また、天災などにより被害を受けた学生にたいしては、「学費免除・減額制度」を適用している。

主体的な学修を支援する奨学金については、入学試験において優秀な成績で合格した新入学生対象の「大谷大学入学試験特別奨学金」、前年度学業成績優秀者対象の「大谷大学育英奨学金」（いずれも授業料の半額相当額を給付）を設けている。その他、学生のさまざまな学修を支援するものとして、「大谷大学教育後援会文芸奨励金」（1万円～5万円）、「大谷大学教育後援会勤労学生表彰奨学金」（8万円）、「真宗大谷育英財団奨学金」（年額12万円～20万円を給付）を設けている。また、海外留学を希望する学生にたいし「留学生助成金」を支給している（奨学金給付状況については、「大学基礎データ」表44参照）

外部資金の導入に関しては、2007年度から新たな経済的支援の奨学金として特定寄付による「石間奨学金」（毎年3名以内にたいし、33万3000円を給付）が新設された。その他の経済支援として、緊急に生活費用が必要な学生にたいする「短期貸付金」（限度額10万円）の運用や、良質なアルバイト求人学生に提供するため、2006年度から民間業者に委託し、「学生向け情報提供システム」でアルバイトの検索ができるシステムを導入している。また、学生に安価な食事を提供するため、学内食堂の一部メニューに一食50円から200円の食事補助（教育後援会、同窓会予算）をおこなっている。

学生への奨学金情報の提供については、奨学金制度の説明会を新入生、在学生共に年度はじめのオリエンテーション期間中に開催している。奨学金が必要な学生に漏れなく周知するため、オリエンテーション日程表をあらかじめ全学生に送付した後、奨学金ごとに募集説明会を随時開催している。また、説明会に出席できなかった学生への対応も含め、各奨学金の募集説明会の開催情報などを「奨学金掲載版」と「学生向け情報提供システム」（大学及び自宅のPC、携帯電話からアクセス可能）でおこなっている。特に経済支援の奨学金に関しては、本人と父母とが奨学金の内容、出願書類などについて話し合う時間が必要なため、新入学生には入学手続書類に奨学金ガイドブックを同封している。

【点検・評価（長所と課題）】

上記、1999年におこなった本学の奨学金の点検・見直しの際の考え方、①経済的支援の充実を図るために給付の奨学金を創設する、②建学の理念に基づいた学生の育成や多様なニーズにこたえる支援

制度を設ける、③大学の限られた予算を補うために外部資金を導入する、という観点から見れば、おおむね目的は達成されたと考えるが、「大谷大学教育後援会家計急変奨学金」および「大谷大学教育ローン援助奨学金」の給付額が十分とはいえず、改善する必要があると考えている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

経済的支援を必要とする学生は増加しており、「日本学生支援機構奨学金」の希望貸与額も以前と比べ高額になっている。このような学生の状況を的確に把握することが重要であると考えている。2005年度に見直しをおこなった制度について、応募者数や採用実績など毎年点検を加え、外部資金を含め予算の再配分をおこない、より有効な経済的支援を実現する。

(生活相談等)

- A群・学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮の適切性
- A群・ハラスメント防止のための措置の適切性
- B群・生活相談担当部署の活動上の有効性
- C群・生活相談、進路相談を行う専門のカウンセラーやアドバイザーなどの配置状況
 - ・不登校の学生への対応状況
 - ・学生生活に関する満足度アンケートの実施と活用の状況
 - ・セクシュアル・ハラスメント防止への対応

【現状の説明】

1 保健室

保健室では、校医1名、婦人科校医1名、専任の保健師2名が学生の心身の健康保持、増進などにかかわる業務の運営にあたっている。具体的には、定期健康診断、体育系クラブ・同好会の健康診断、健康診断後の再検査と保健指導（医師・保健師による）、疾病管理（疾病者の定期的観察と食事・生活指導）、健康相談、健康に関する調査と教育、応急処置、健康診断証明書の発行、健康に関する書籍の貸出、学生教育研究災害傷害保険の申請、留学生国民健康保険料補助の申請、留学生医療費補助の申請などである。

1.1 健康診断

学生の健康診断の受診率は向上傾向にある。検査項目は、胸部レントゲン、身長、体重、検尿、内科検診、視力である。第1学年では血圧も測定している。健康診断の受診率は、胸部レントゲン検査では、2002年度81.9%、2003年度82.2%、2004年度85.6%、2005年度86.2%、2006年度88.3%である（表11.1-1を参照）。尿検査では、2002年度79.7%、2003年度80.3%、2004年度82.5%、2005年度85.3%、2006年度87.3%である（表11.1-2を参照）。また、肥満度BMI28以上の学生を対象に血液検査をおこない、肝機能や脂質の状況を把握し、保健指導をおこなっている。

さらに、体育系クラブ・同好会の部員全員を対象に、心電図や貧血検査を実施している。受診率は2003年度95.7%、2004年度96.5%、2005年度94.3%、2006年度98.3%であり、高率となっている。

	2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度
対象者数	3,921	3,923	3,805	3,688	3,604
受診者数	3,210	3,224	3,256	3,180	3,183
受診率	81.9%	82.2%	85.6%	86.2%	88.3%

表 11.1-1 文学部健康診断（胸部レントゲン検査）受診率

	2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度
対象者数	3,921	3,923	3,805	3,688	3,604
受診者数	3,124	3,150	3,138	3,147	3,147
受診率	79.7%	80.3%	82.5%	85.3%	87.3%

表 11.1-2 文学部健康診断（尿検査）受診率

1.2 健康相談・応急処置

保健室では、校医による健康相談（毎週水曜日）をおこなっている。また、婦人科医による健康相談を月 2 回（第 2・4 木曜日）おこなっている。学生の保健室の利用状況は年々増加傾向にある（「大学基礎データ」表 45 を参照）。利用目的としては、健康診断事後措置、静養室利用、健康相談、外傷、上気道炎症、胃腸症状などが多い。保健室でおこなう処置については応急処置の対応が中心となっている。

また、これは保健室の業務ということではないが、本学では 2007 年より AED（自動体外式除細動器）を本部キャンパス（正門守衛所内、響流館 1 階西入口、体育館 1 階玄関 各 1 台）と湖西キャンパス（セミナーハウス事務室 1 台）に設置しており、教職員対象の講習会（2007 年 2 月、2008 年 1・2 月）および学生対象の講習会（2007 年 3 月、2007 年 6 月）をおこなっている。講習会の受講者には、「普通救命講習修了証（京都市消防局）」が交付されることになっており、これまでの受講者は計 111 名となっている。

1.3 その他の業務

保健室には学生ならびに教職員の心身の健康にかかわる多くの問題がもち込まれる。保健室は「人権問題相談窓口」を兼ねており、2 名の専任の保健師は「人権問題相談員」を兼務している。相談者の相談内容によっては、学生相談室あるいは人権センターへ紹介している。

健康問題に関する広報活動としては、「健康サポートブック」を作成し、イッキ飲みなどのアルコールハラスメントや、タバコの害について、また、性感染症や HIV に関する広報活動を展開している。具体的な活動として、学生を対象に毎年 4 月の若葉祭では「アルコールパッチテスト」を、11 月の学園祭では「呼気一酸化炭素濃度測定」をそれぞれ希望者におこなっている。

2 人権センター

ハラスメント防止のための措置については、本学では 2001 年 4 月に、従来の同和教育資料室を発展的に解消し、人権に関する組織を一変した。

詳細をいうなら、まず、本学の人権教育・人権問題など、人権に関するあらゆる問題について審議・

決定する機関として人権委員会を設置した。人権委員会の委員長は、学監・文学部長が兼任する。また人権委員会活動を具体化し、本学における人権教育・研究・啓発に関する事項を担当するために「人権センター」を設置した。人権センターは若干名（現在は4名の教員）をセンター員とし、センター長1名（准教授以上）、事務職員1名で運営している。本学の人権に関する教育および研究を担う機関として、人権センターでは、図書館に所蔵される書物・資料のうち人権問題に関する図書や資料を設置し、図書の閲覧・貸出作業をおこなっている。また、人権センターには人権教育推進委員会を置いている。人権教育推進委員会は教職員合わせて24名で構成され、部落差別、民族差別、障害者差別、性差別をそれぞれ中心課題とする部会を設け、各部会において研究会をもち、その成果を年1回の教職員人権問題学習会で発表するというスタイルで活動している。また、セクシュアル・ハラスメントをはじめとするさまざまな人権問題に対応するため、人権問題相談窓口を置いている。

2.1 セクシュアル・ハラスメント

本学では、2001年に人権センターを立ち上げると同時に「大谷大学人権委員会規程」「人権問題相談窓口に関する規程」「大谷大学人権問題調査委員会規程」「大谷大学セクシュアル・ハラスメント防止のためのガイドライン」を策定し、セクシュアル・ハラスメントの防止に向けてさまざまに取り組んできた。また、全教職員学習会、全学学習会、教授会メンバー学習会などの研修を重ねてきている。特に第1学年の学生にたいしては、40人前後のクラス別で、授業の1コマ以上を費やして人権問題学習をおこない、セクシュアル・ハラスメント防止について呼びかけ、話し合っている。さらに、リーフレットを作成し、万一セクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害を受けた場合は相談窓口申し出るよう呼びかけている。

人権問題相談窓口は、8名の人権問題相談員（男3名・女5名、うち3名は事務職員）がセクシュアル・ハラスメントの相談に応じている。相談内容はすべてセンター長に文書で報告され、内容に応じてセンター長は人権委員長に報告し、重大な事案と認められた場合は、学長が「調査委員会」を設置して、大学として厳正に対応をおこなっている。相談に関しては、学生の相談のしやすさに配慮し、直接に相談窓口にもたらされるものだけでなく、電話や電子メールによっても応じられるように体制を整えた。相談員は大学外での研修会などにも参加し、また、前期・後期各1回の相談員連絡会をもち、必要に応じて学外の講師を招いてセクシュアル・ハラスメントの傾向や相談の実際について学習をおこなっている。

2.2 その他のハラスメント

前項で述べたように、2001年度から人権問題相談窓口を設け、さまざまなかたちの人権に関する相談に対応してきたが、相談の内容を見ると、1つの相談のなかに、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどの複数のハラスメントがしばしば混在していることがわかった。そのため、2007年度にセクシュアル・ハラスメントだけでなく、アカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメントの問題を含めたガイドラインとして、「ハラスメント防止のためのガイドライン」を制定した。

3 生活相談など

生活相談など学生生活の支援活動については、新入学生が大学に早く馴染み、学生生活をスムーズにはじめられるよう、入学時にクラスの指導教員（生活を含む全般的な指導）と副指導教員（学科の

履修指導)が合同でおこなうクラス別懇談会の開催や、学生がクラスに早く溶け込めるように湖西キャンパスセミナーハウスを利用して学外クラス別懇談会を実施している。また、学生支援部が中心になって、学生生活上のさまざまな悩み、トラブル、事件・事故など問題が発生したときの相談窓口の周知や、消費者金融、詐欺などの被害に遭わないよう具体的な事案を説明し、注意を喚起するため「学生生活ガイダンス」を実施している。その他、全学年でゼミ・クラス懇談会を前期・後期にそれぞれ1回開催して、学生と指導教員とのコミュニケーションを図っている。

障害学生など、授業や生活上で配慮を必要とする学生については、入学時の「健康状態調査票」に基づいて校医が面談のうえ、学生の状態や配慮を求める内容を授業担当教員に連絡している。また、聴覚障害、視覚障害、肢体不自由の学生にたいする授業保障や生活支援として学生のサポーターを募集して、ノートテイク、板書テイク、食事支援を実施している。肢体不自由の学生にたいするトイレ支援については、学生課の職員がおこなっている。

また、長期欠席者や不登校の学生への対応として、指導教員が担当する授業を対象として、前期・後期に長期欠席者調査を実施し、調査結果を父母に通知している。

3.1 学生相談室

学生相談室は、心理相談を主な業務としているが、修学上の相談、進路に関する相談など多岐にわたる相談に応じている。2005年度からは、学生相談室に受付事務専属の職員を配置している。相談室の体制としては、神経科校医1名、専任教員の臨床心理士2名、非常勤の臨床心理士4名が月・火・木・金曜日の10時30分から16時までを開室時間として相談に応じている。水曜日は、神経科校医が第2週と第4週に13時から16時まで相談に応じている。

学生相談室利用学生数(実人数)は、2002年度114名、2003年度127名、2004年度91名、2005年度106名、2006年度111名である(表11.1-3を参照)。相談内容では、性格・神経症症状・人間関係・将来の進路・学業などが多い順である。相談内容を検討してみると、性格に関する相談件数が5年間で倍増していることから、心理的問題を抱えた学生が増加していると思われる。その他の相談項目では大きな変化はない。

広報活動として、「学生相談室」というリーフレットを毎年発行して、学生に学生相談室の利用に関する情報の周知を図っている。

	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
延べ人数	516	562	511	556	839
実人数	114	127	91	106	111

表 11.1-3 学生相談室利用状況

4 学生生活に関する満足度アンケート

2005年12月に実施した満足度アンケート結果の詳細は第三章の「教育改善への組織的な取り組み」項において示したとおりであり、その結果は本学の教職員が学生の学修・生活環境の改善に向けて参照すべき重要なデータとなっている。なかでも学生生活に関係する評価項目群には、その他の評価項目群に比べて目立って満足度が低かったもの(満足度が15ポイント未満)が散見された。以下の項目である。①「ハラスメントに対しての相談窓口は利用しやすい」(満足度6.4ポイント)、②「休学

や留年をした場合のサポート体制が整っている」(満足度 7.8 ポイント)、③「大学院進学のための資料や情報が豊富である」(満足度 9.9 ポイント)、④「卒業生 (OB・OG) に話を聞く機会が充実している」(満足度 7.6 ポイント)、⑤「[食堂の] 座席数は学生数に対して十分である」(満足度 12.4 ポイント)、⑥「キャンパス内の喫煙マナーがよい」(満足度 13.0 ポイント)、である。

これら満足度の低い項目への対応については、①⑥については本項を、②については第三章の「履修指導」項を、③④については本章の「就職指導」項を、⑤については第八章の「キャンパス・アメニティ等」項を参照されたい。

【点検・評価 (長所と課題)】

健康診断の受診率が年々向上していること。また、校医や婦人科校医の健康相談が定着し、利用しやすさの目安として保健室の利用件数が多くなっていることは評価できる。飲酒と喫煙についての健康教育については、アルコールパッチテストや呼気一酸化炭素濃度測定を希望する人が増えており、関心の高まりがうかがえる。満足度アンケートの実施の後、教員の個研など一部を除いて校舎内を禁煙として屋外数カ所の喫煙コーナーを設定し、タバコのポイ捨て禁止、歩きタバコ禁止などのマナーキャンペーンを実施するにいたったが、まだ十分ではない。

ハラスメントへの対応については、2001 年 4 月に「セクシュアル・ハラスメント防止のためのガイドライン」を策定し、ハラスメントを含む人権問題全般の相談に対応する「人権問題相談窓口」が人権センター以外の保健室や学生相談室にも置かれたこと、また、ハラスメントに関する学習会の開催や、ハラスメントの相談を呼びかけるリーフレットを作成したことなど、積極的に啓発活動をおこなってきたことは評価できる。さらに、2007 年度から多種のハラスメントを含めたガイドライン(「ハラスメント防止のためのガイドライン」)を制定したことも評価できる。しかし体制が整ったからといって、ハラスメント防止効果が上がったとはいえない。ハラスメント防止の啓発活動をよりいっそう強化する必要がある。

生活相談など学生生活支援活動については、新入学生にたいするクラス別懇談会、学外クラス別懇談会、学生生活ガイダンスなど毎年見直しを図りながら実施してきた。また、学生生活を送るうえで配慮や支援が必要な学生にたいする取り組みも強化してきたが、学生のサポーターの確保が課題である。

修学支援の一環として、指導教員が担当する授業を対象に、前期・後期に長期欠席者調査をおこない、該当者の父母に通知しているが、連携が十分とはいえない。

学生相談室については、2003 年度から広い部屋に移転され整備されたこと(相談室 2 室・スタッフ室・待合室)や、2005 年度から学生相談室に受付事務専属の職員を配置したことによって相談学生への対応が改善された。しかし相談内容の守秘義務の関係から学生が抱える問題にたいして関係部署や指導教員との連携が取りにくい状況にあったことから、2007 年 1 月に「学生相談室規程」を制定し、学生相談室長を置くとともに、建学の理念に基づき学生相談を教育の一環として捉え、学生の成長を支援できるよう体制を整えた。今後は、大学全体の指導・相談体制として機能させることが課題である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学生の健康保持・増進については、さらに健康診断の受診率を上げるとともに、健康教育の充実を

図る。キャンパス内での喫煙マナーについては、マナーキャンペーンの回数を増やすだけでなく、今や禁煙・喫煙マナーは、社会的には個人的属性としてのマナーであるより規範（ルール）として定着したことの周知を徹底すべく、たとえば情宣ポスター作成・配布など、各種対策を講じる。

ハラスメント防止については、人権センターと保健室、学生相談室の連携をより密にする。また、人権相談員の研修や、ハラスメント防止の啓発活動などの充実を図る。

学生相談室については、2007年度から、学生相談室運営会議を設け、学生相談を教育の一環として機能させるべく検討をはじめた。具体的には、学生相談室の広報活動をさらに活発にすること、研究機関としても充実させるために第3号まで刊行されている『学生相談室研究紀要』を続けて刊行すること、学外機関との連携をさらに進めること、学生の自由なコミュニケーションの場の設置などである。また、修学支援を必要とする学生をできるだけ早期に発見するには教職員が学生のサインを的確に把握することが重要であるため、今後、教職員を対象にした学生相談に関する研修会の充実、学生相談のポイントなどの手引き書の作成など、学生相談室運営会議に諮りながら修学支援を全学的な取り組みとしておこなう。

（就職指導）

- A群・学生の進路選択に関わる指導の適切性
- B群・就職担当部署の活動上の有効性
- C群・就職指導を行う専門のキャリアアドバイザーの配置状況
 - ・学生への就職ガイダンスの実施状況とその適切性
 - ・就職活動の早期化に対する対応
 - ・就職統計データの整備と活用の状況

【現状の説明】

学長を委員長とする学生支援委員会のもと、就職担当部署である進路就職センターとゼミ・クラスの指導教員が連携・協力して学生の進路にかかわる指導をおこなっている。

卒業後の進路選択を学生自らが決定できるよう、低学年次からキャリア形成支援をおこなっている。入学時から4年間の学修と充実した学生生活をとおして、卒業後の自己のあるべき姿を考えることの大切さに気づくことを目的として、新入生全員に指導教員から「キャリアデザインブック」を配布している。入学時のオリエンテーション期間中には、進路就職センターが本学のキャリア支援内容についての説明会を開催している。

学生に働くことの意義や職業観を涵養するため、「キャリアデザイン・リレー講義1、2」「インターンシップ1 大学コンソ京都」「インターンシップ2 大谷大学」「インターンシップ3 学校（教職）」を正課授業として開講している。また、進路就職センターでは、早期から職業能力の基礎を養うことをねらいとして、全学年生を対象にTOEIC レベルアップ講習（450点コース・600点コース）、秘書技能検定（準1級・2級）対応ビジネスマナー講習、マイクロソフト・オフィス・スペシャリスト対策講習、初級システムアドミニストレータ試験対策講習、ホームヘルパー2級資格取得講習、公務員受験対策講習を開講している。

学生への就職ガイダンスなどの実施状況は以下のとおりである。

第2学年次生にたいしては、4月に進路就職ガイダンス、6月に職業適性検査を実施し、自己を見つめて将来の仕事に関する意識を向上させるように図っている。第3学年次生にたいしては、4月に進路就職ガイダンスを実施し、進路決定に向けての意識の向上と具体的なスケジュール、および進路就職センターがおこなう支援内容（各種ガイダンス、講演会）を説明している。また自らの進路を意識し目標を定めてもらうため、指導教員を介して進路登録カードを提出するよう指導している。6月には、適性検査・筆記試験対策模擬試験を実施し、7月には、適性検査結果を自己分析につなげるガイダンス、および就職決定に向けてのガイダンスを2回実施している。9から10月には、業界研究、企業研究、職種研究、エントリーシート模試の各種講演会を開催するとともに、少人数のグループガイダンスや筆記対策講座を実施している。11月には、マナーガイダンス、履歴書作成講座を実施し、12月には、セールスポイント創造合宿や、OB・OGに意見を聞く機会に代わるものとして、就職が内定している第4学年の学生からの就職活動報告会を含めた就職活動直前ガイダンスを実施している。1月から2月にかけては、個別面談、面接対策、模擬面接などを実施している。

また、大学院や各種専門学校への進学者を対象（全学年対象）とした進学ガイダンスを毎年（2007年度は12月）おこなっている。

学生の就職指導・相談業務については、専任職員5名（うち名がCDA＝キャリア・デベロップメント・アドバイザー資格の取得者）と、委託契約のキャリアアドバイザー2名（午後から1名が常駐）がおこなっている。面接指導を含め相談件数が多い1月から3月については専門のキャリアアドバイザーを1名増員して、採用試験対策のための具体的な相談や実践的な面接指導にきめ細かく対応している。また、教職をめざす学生の指導を強化するため、進路就職センターが所管していた教職相談室を、2006年度から資格取得課程委員会の教職課程部会と連携して、教育実習指導をはじめ、教員免許取得から採用まで一貫して支援できるよう、「教職支援センター」として組織改編した。教職支援センターには、センター長（教職課程部会長）、専門の教職アドバイザー1名、教職課程部会の教員および事務職員を配置し、教員希望者ガイダンス、教員採用試験説明会、教員受験特別講習、教員受験直前講習の開催や、「インターンシップ3学校（教職）」および「学校ボランティア」の実施・指導をおこなっている。

進路就職センターは、学生の便宜を図るため、9時から18時まで昼休み時間帯も含めて開室している。また、事業所ごとの就職実績や求人状況（求人数、勤務先、職種、業種）を取りまとめた冊子を資料コーナーに配置するとともに、「学生向け情報提供システム」で学生が自宅からも閲覧できるようにしている。2005年度の満足度アンケートで満足度が低かった（「大学院進学のための資料や情報が豊富である」項目にたいする満足度は9.9ポイント）大学院進学のための資料や情報についても、毎年度、充実するべく努めている。さらには、就職統計データ（在職状況、就職状況、求人状況）を基にして企業訪問をおこない、企業と大学の間を深めている。

【点検・評価（長所と課題）】

大学入学後なるべく早期から職業観、勤労観を涵養することが大事であるが、不本意入学や大学に入学する目的が明確でない学生が増加する状況においては、まず、大学生活に早く馴染み大学への帰属意識をもち、学生生活を充実したものにすることが重要である。

新入生にたいして、学生生活を充実させ、卒業後の進路設計を意識させるために「キャリアデザインブック」を配布していること、また、早期から職業観、勤労観を涵養するため正課授業のなかでキ

キャリア形成支援科目を導入していることは一定の効果をはたしているが、十分とはいえない。キャリア支援科目を体系化し、大学の教育システム全体で学生を支援する体制を構築することが課題となる。

就職担当部署の活動については、就職活動の早期化に対応した各種ガイダンスや講演会を開催していること、専門のキャリアアドバイザーを配置して学生の個別相談・指導にあたっていること、また、2006年度に教務部門との連携で教職支援センターを立ち上げ、教職をめざす学生にたいする指導を強化したことは評価できる。各種ガイダンスの2006年度の参加状況（第3学年対象）を見ると、4月開催のガイダンスには500名（61.3%）、6月実施の適性検査・筆記対策模試には557名（68.3%）が参加している。今後はさらに多くの参加を呼びかけることが課題となる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

進路の多様化に配慮しつつ、自ら卒業後の進路を決定できるようキャリア形成支援科目の充実を図る。また、大学導入科目や初年次教育などの教学部門との連携を深め、大学教育全体で進路決定のための支援ができるよう改善を図る。

授業以外での学生の就職指導については、進路就職センターがおこなっている各種ガイダンスや講習の内容、開催時期、学生への周知方法を年度ごとに点検し、より多くの学生の参加を実現させ、これらの学生の個別面談につなげ、さらに効果的な支援・指導がおこなえるよう改善する。

（課外活動）

- A群・学生の課外活動に対して大学として組織的に行っている指導、支援の有効性
- C群・学生代表と定期的に意見交換を行うシステムの確立状況
 - ・資格取得を目的とする課外授業の開設状況とその有効性

【現状の説明】

本学の課外活動団体は、2006年度現在、文化総部25団体、体育会16団体、社会総部10団体、新聞社、放送局、同好会13団体、の計66団体を数える。大学全体の在籍者数に占める課外活動団体での活動者数の割合（活動率）は、2002年度35.8%、2003年度34.8%、2004年度38.5%、2005年度39.6%、2006年度40.4%となっており、増加傾向にある（表11.1-4を参照）。近年の傾向として、正規の公認団体には所属せず大学外の組織や仲間内のグループで活動している者が増えている。

	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
在籍数	4,034	4,022	3,911	3,693	3,603
活動者数	1,446	1,398	1,505	1,461	1,454
活動率	35.8%	34.8%	38.5%	39.6%	40.4%

表 11.1-4 課外活動団体状況

大学が組織的におこなっている指導・支援としては、課外活動団体の顧問には専任教員が就任するようにし、学生支援部から顧問に学生の指導、監督を要請している。また、学生課が各団体にたいし活動上の支援内容や諸注意などについて説明会を実施している。さらに、クラブ内での引継ぎや課外

活動で求められていることが先輩から後輩へ十分伝えられていない状況がまま見受けられたため、2006年度からは課外活動団体の幹部を対象にリーダー研修会を実施している。

各団体の活動への経済面での支援としては、各団体が加入している連盟参加費や公式戦、発表会、合宿など、それぞれの活動実績にたいして補助金を支給している。

学生代表と大学との意見交換のシステムとして、毎年6月に開催される学生大会の決議を基に、学生の自治組織である学生会中央執行委員会と大学（学生部長、学生課）とが話し合いをおこなっている。全学生が加入している学生会の大会を成立させるため、午後の授業を休講にしている。また、学生会の特別委員会である若葉祭実行委員会（新入生歓迎行事を担当）や学園祭実行委員会を支援するため、学生課とのあいだで定期的あるいは臨時に話し合う機会を設けている。

資格取得を目的とする課外授業の開設状況については、前項で述べた各種の就職対策講習を参照されたい。

【点検・評価（長所と課題）】

課外活動にたいする指導、支援については、専任教員の約半数がクラブの顧問となり、今まで大きなトラブルもなく活動していること。また活動にたいする経済的支援もおこなっており、大学として一定の役割をはたしていると考えている。

これまで課外活動にたいしては、学生の自主性を重んじてきたが、今後はさらに大学が組織的に指導・支援を強化する必要があると認識している。また、課外活動の加入率をあげて、課外活動を活性化させたい。

【将来の改善・改革に向けた方策】

大学がさらに組織的に課外活動を支援し、また課外活動を活性化するための方策として、顧問制度や補助金制度の見直し、課外活動において目立った成績をあげた者への表彰制度の充実をおこなう。